資料１－２

平成24年経済センサス－活動調査の調査員調査及び直轄調査の実施方法

調査員調査

積雪・寒冷期における調査員の確保を図るため、単独事業所と新設事業所の調査に限定し、調査員の事務負担を軽減

一般地域	○調査員が平成24年１月から事業所の活動状態等を確認の上、調査票を配布（24年１月）し、回収（２月～３月上旬） ○調査員が回収できなかった調査票は、市町村が郵送で回収
積雪地域	○調査員の活動開始時期を一般地域より１か月早め、平成23年12月から調査員が事業所の活動状態等を確認の上、24年１月までに調査票を配布し、２月から市町村が郵送で調査票を回収 ○積雪地域は、市町村が地域の実情等を勘案して選定し、国が当該地域の状況等を確認の上指定

直轄調査（支社を有する企業等は行政機関が調査＜郵送又はオンライン＞）

市	自市内に本社とその支社を有する従業者数30人未満の企業
都道府県	自都道府県内に本社とその大半の支社を有する従業者数30人未満の企業（市実施分を除く）
国	複数の都道府県に支社を有する企業、支社を有する従業者数30人以上の企業、ＳＮＡ確報推計用に優先的にデータを整備する一定規模以上の製造業の単独事業所及び純粋持株会社

報告者負担の軽減を図る観点から、オンライン調査を活用した本社一括調査により実施

直轄調査対象数の大幅な増加（地方公共団体の負担増加）

単独事業所と支所数９以下の企業を調査員調査とした平成21年経済センサス－基礎調査に比べ、対象数が約13倍に増加
基礎調査　約２万企業
活動調査　約25万企業

地方公共団体の統計リソースの減少

民間事業者のノウハウやリソースを活用することにより地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、最終的な調査票の督促回収・審査を行政機関が直接行うことにより調査結果の精度を確保

契約事務及び経費の効率化	○市直轄調査及び都道府県直轄調査を含め、国が一括して民間の１事業体と契約
民間事業者のノウハウ等の活用（業務委託）	○調査対象名簿の更新（支所数・事業内容等の確認）（～平成23年12月） ○調査票の郵送配布（24年１月） ○調査票の郵送又はオンラインによる回収（全体の８割）（24年２月～６月） ○調査票の検査（記入漏れ・支所漏れ等の検査・照会・訂正）（24年２月～）
結果精度の確保	○総合評価方式の契約により、価格以外の要素（実施体制、回収率確保に係る提案等）も評価基準に含め、質の高い民間事業者を選定 ○民間事業者における調査票の目標回収率（８割）を達成できるよう、中間時点（24年４月末及び５月末）の目標値を設定し、回収管理等を徹底 ○民間事業者が回収できなかった調査票（全体の２割）は、行政機関が督促回収し、調査票の回収を確保（24年７月～８月） ○民間事業者による調査票の検査後、行政機関が調査票を審査し、疑義データに係る企業照会・訂正を行った上でデータを確定
秘密の保護の徹底	○新統計法における秘密の保護に係る規定の強化を踏まえ、再委託を受けた事業者を含め秘密の保護を徹底